

令和2年6月29日

保護者の皆様へ

清瀬市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

日頃より、清瀬市の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
学校では、これから一定期間、新たなウイルスとともに社会で生きていかなければならないという認識に立ち、感染症対策を講じながら、児童・生徒の健やかな学びの保障との両立を図り、「新たな日常」を定着させていくことが必要と考えております。学校の感染症対策としては、手洗い、マスクの着用や咳エチケット、換気の徹底など継続的に実施し、お子様の健康状態に注意してまいります。

ご家庭におかれましても、毎朝の検温やお子様の健康状態の確認等、引き続き感染症対策にご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 ご家庭におけるお子様の健康管理

毎朝、お子様の検温及び健康観察をお願いいたします。お子様の様子を健康観察表に記入し、登校する日は担任等へ提出してください。

2 登校の判断

(1) 風邪症状等が見られるとき

発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず、学校に連絡の上、ご家庭で休養するようにお願いします。

<発熱等の風邪症状について>

- ・ 37度5分以上の熱、または平熱比+1度超
- ・ 息苦しさ・強いだるさ・せき・のどの痛み等

(2) 医療的ケアが日常的に必要なお子様や、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高いお子様について

地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をしてください。

※上記2(1)(2)によるお休みは、「出席停止」として欠席扱いとなりません。また、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられ、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われるときにお子様の登校を見合わせる場合も「出席停止」として扱います。その他、感染症が不安で登校を見合わせる際には、学校にご相談ください。

3 学校で発熱等の風邪症状が確認されたとき

学校より保護者の方に連絡しますので、お迎えにいらしてください。

4 出席停止後、再び登校を開始するとき

お子様の健康状態を確認するために、「登校届（出席停止明け登校用）」と「健康観察表」を学校に提出してください。医師による証明は不要です。

5 新型コロナウイルス感染症が心配される症状がある場合には、かかりつけ医や保健所に相談してください。

●東京都多摩小平保健所（平日 9：00～17：00）

電話 042-450-3111

●東京都合同電話相談センター（平日 17：00～翌 9：00 および日祝日）

電話 03-5320-4592

6 マスクの着用とハンカチの持参

感染症対策として、マスクの着用とハンカチ・マスクを入れる袋等の持参にご協力をお願いします。

7 ご家庭における感染予防

手洗いや咳エチケットを徹底してください。また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。

8 その他

学校における感染症対策については、「清瀬市立学校版感染症予防ガイドライン」を清瀬市教育委員会ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

◎本通知の内容は、令和2年6月29日現在のものであり、今後の状況により変更となる場合がございますので、ご了承ください。

【問合せ先】

清瀬市教育委員会 教育部 教育総務課 学務係

電話：042-497-2539